

江戸川区監査委員条例の一部を改正する条例

江戸川区監査委員条例（昭和四十年一月江戸川区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（議員のうちから選任する監査委員）

第二条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に議員のうちから選任されている監査委員については、その任期中に限り、なお従前の例による。

（説明）

平成二十九年の地方自治法改正により、議員のうちから選任される監査委員の必置義務が廃止された。また、本区においては令和八年度から包括外部監査が導

入されるなど、監査制度の充実・強化が図られている。

さらに、本区において明らかとなった一連の不適切契約問題を契機として、監査の独立性及び専門性をより一層向上させて監査の精度を高め、その信頼性を確保することが求められている。

こうした状況を踏まえ、監査委員と議会のチェック機能における役割分担を純化し、双方の独立性と監視機能を高めるため、議員のうちから監査委員を選任しないこととするものである。

よって、本条例案を提出する。